

すべての事業者に影響がある！

## 消費税 軽減税率対策講習会

平成31年10月より、消費税率が10%に引き上げられます。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については軽減税率(8%)が適用されます。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新たに求められます。また、免税事業者も新しいルールに沿った請求書等の発行が必要な場合があります。

講

演

内

容

◆消費税軽減税率制度

- (1) 軽減税率制度って何？
- (2) 対象品目の確認
- (3) 制度導入後と導入前との違いについて

◆事業者の対応

- (1) 毎日の仕事で新しい事務の発生！
- (2) 総額表示の義務・免税事業者の請求書発行について
- (3) 税別ごとに区分した消費税の税額申告について
- (4) その他 質疑応答

日 時 平成29年12月11日(月)  
午後1時30分～午後4時30分

講 師 佐野晃一 税理士 (東海税理士会 会員)

場 所 東伊豆町商工会館 3階研修室

申込先：東伊豆町商工会 TEL 0557-95-2167 FAX 0557-95-1392

講習会受講申込書

【12月11日(月)】

事業所名		住 所	
TEL		FAX	
受講者名		受講者名	